

- (一) 公務出張中疾病滞在ノ日
- (二) 同籍同居ノ子死亡ノ日三日

（三）臨時昇給問題

一 公務員負傷タリ死亡若シハ解僱セラルル場合ハ当時ノ日給五割増シ給付スルニ付テハ之ト同額返テ昇給セシメラレタリ

二 海軍共済組合規則関係事項

A 諸救済金問題

一 海軍共済組合規則施行細則第十九条ヲ改正シ傷疾疾病ニ罹リ療養中ニ在リテ金支給額多トスル場合組合指定ノ医師限定ニ依リ療養ノ必要ナル旨ヲ証明シテ添附シ得ルニ付 要領書

一 水火震災等非常ノ災害ニ罹リ療養中ニ在リテ海軍共済組合ノ救済金ニ付テハ給料六十員分以內給付スルニ付 要領書

一 共済組合規則中施療患者取扱規則制定

但シ施療ノ程度ハ調査機関ヲ設ケテ認定シ生活ノ窮狀最モ辛酷ナルモ限ルコト

B 海軍共済組合病院問題

一 海軍共済組合病院ノ経営法ヲ改メ必要經費ヲ共済組合ヨリ増出シテ時勢ノ進歩ニ伴ヒ内容ノ充實ヲ図ルコト

甲 合セ

各交渉組合ハ工業能率増進ニツキ組合員ノ奮起ヲ促シ其實行ヲ期スルコト

(終)